

令和3年 11月号

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間  
配偶者等からの

暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春  
人身取引、セクシュアルハラスメント等

は女性に対する暴力であり、決して許されないものです。

2人きりで食事したよね？  
ほら、お血いお酒飲んでたし…  
家に来てくれたよね？  
イヤって言わなかったよね？  
そんな服装してるしさあ…  
ボディータッチしてきたよね？  
今、付き合ってるじゃん！

傷つけた方が悪い。性暴力に  
言い訳は通らない。

あなたの望まない性的な  
行為は、**性暴力**です。  
迷わずに下記までご相談を。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>電話で<br/>相談</p> <p>内閣府 性犯罪・性暴力被害者のための<br/>ワンストップ支援センター<br/>24時間受付</p> <p><b>#8891</b></p> | <p>警察庁<br/>性犯罪被害<br/>相談電話</p> <p>ハート6人</p> <p><b>#8103</b></p> | <p>SNSで<br/>相談</p> <p>内閣府<br/>性暴力に関するSNS相談<br/>「Cure time」<br/>(キュアタイム)</p> |
|---|--|---|



平良交番だより

宮古島警察署  
72-0110

沖縄県警 性犯罪の相談窓口：警察本部捜査第一課 性犯罪捜査指導係098-868-0110